

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 661 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 6 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	横 野 矢 部 線	上益城郡矢部町大字三ヶ字年ノ神 1810 番 1 地先から 同 所 同 字 1807 番 3 地先まで	前	3.0 ～ 10.0	63.0	緊 道 整
			後	23.0 ～ 30.0	63.0	

2 区域変更する期日 平成 15 年 6 月 18 日

熊本県告示第 662 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 6 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	原 植 木 線	菊池郡旭志村大字伊萩字松尾 437 番 1 地先から 同 所 大字新明字妻越 2244 番 13 地先まで	前	4.7 ～ 11.1	168.0	単 道 改
			後	12.6 ～ 21.4	168.0	

2 区域変更する期日 平成 15 年 6 月 18 日

熊本県告示第 663 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 6 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子